

鹿教保第70号
令和5年6月6日
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

教育長

野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について(通知)

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁地域スポーツ課から通知がありました。つきましては、別添の資料の「移動式バッティングケージの取り扱いについて」を参考に児童生徒、指導者、その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、運動部活動において施設設備等の点検や事故防止のための適切な措置を講ずるよう御指導ください。

なお、野球以外の運動部活動においても、顧問等の責任者は、施設設備等の点検を実施するとともに使用する製品の取扱説明書等の内容を確認し、生徒に対して事前に使用方法や注意事項等を十分理解させ適切な措置を講ずるよう周知してください。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：池亀
電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671
mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」



事務連絡
令和5年5月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
付属学校を置く各國公立大学法人担当課
各國公私立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁地域スポーツ課

野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について（通知）

学校における事故防止については、文部科学省及び当庁では、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）、「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）、「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」（令和5年2月13日）において、事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

しかし、運動部活動中において、野球等の移動式バッティングケージを運搬中にケージが倒れ、生徒が下敷きとなる重大な事故が発生しております。

については、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、施設設備等の点検や事故防止のための適切な措置をとっていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、周知するようお取り計らい願います。

【担当】

スポーツ庁地域スポーツ課 学校運動部活動係
TEL: 03-5253-4111 (内線 3953)

移動式バッティングケージの取り扱いについて

顧問等の運動部活動の責任者は、実際に使用する製品の取扱説明書等の内容を確認し、生徒に対して事前に使用方法や注意事項等を十分説明すること。

また、バッティングケージを移動等する際は、必ず顧問等の下で行うこと。

- ・ 野球やソフトボール等の決められた用途以外で使用しないこと。
- ・ 組立・移動・設置・収納の際は、それに関わる部員等の学年や体力等とバッティングケージの形状や重量等を考慮し、無理のない人数を適切な箇所に配置して行うこと。
- ・ 組立・設置・保管の際は、バッティングケージがバランスを崩して転倒しないよう、地盤が安定した水平な場所で行い、周りに溝や凹凸がないか、また、併せて車輪の破損がないか確認すること。
- ・ 移動の際は、バッティングケージの転倒防止のため、上から見て三角形又は四角形の形を必ず保持させ、かつ、左右のバランスをとりながらゆっくりと行うこと。
- ・ 設置の際は、くい等でフレームを必ず固定すること。また、必要なときには、ロープなどで張りをとる等補強をすること。
- ・ 風が強いときには、バッティングケージ本体を横に倒すか、しっかりと支えとなるものに固定するなど、バッティングケージの転倒や自走防止の対策をとること。
- ・ ボールの勢いによりネットが膨らみ周囲にいる人に当たる恐れがあるため、バッティングケージの周囲には誰もいないことを確認して使用すること。
- ・ ネットの破損は、ボールが飛び出す可能性があるため、必ず点検及び補修をすること。
- ・ 使用しないとき、また水害、風害、雪害等のおそれがあるときは、折りたたむ等の処置を行い、転倒による破損や事故の防止措置をして保管すること。